

令和8年度 第1回 函南町総合教育会議 議事録

日 時 会 場 出 席 者	令和8年8月25日(火) 午後1時10分から午後2時30分 函南町庁舎 2階 大会議室 町長 仁科 喜世志 教育長 久保田 浩子 教育委員 渡邊 博文、小永井 博之、林 千枝、長澤 幸
【開会】 事務局 (岩谷教育部長)	定刻となりましたので、ただいまから令和8年度第1回函南町総合教育会議を開会いたします。 本日は大変お忙しい中、当会議にご出席いただきまして誠にありがとうございます。 本日、進行を務めさせていただきます教育部長の岩谷と申します。よろしくお願いいたします。 函南町総合教育会議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項の規定に基づき、函南町の教育に資する協議を行うため開催している会議でございます。 それでは、お手元の次第に従いまして、これより会議に入りますが、その前に資料の確認をさせていただきたいと思います。 本日の資料は5点ございます。 1点目が「次第」となっております。次第の裏が名簿となっております。2点目が「座席表」でございます。こちらは片面印刷となっております。資料が4点ありまして「資料1」から「資料4」です。 なお、本日別配布で机上に両名カラー刷りの古民具の写真を配布しております。以上となりますが、不足等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは開会にあたりまして、仁科町長よりご挨拶をいただきたいと思います。 仁科町長、よろしくお願いいたします。
仁科町長	皆様こんにちは。大変暑い中での総合教育会議となりましたが、皆様ご参集いただきありがとうございます。 今日も熱中症警戒アラートが発令されており、インフルエンザも流行しているとの報道を見ました。皆様のご自愛をお願い致し

	ます。 函南町の小中学生は7月24日から夏休みとなっておりますが落ち着いた生活を送っていると推察しておりますが、国内では熊本地震や千葉の豪雨災害が発生しております。函南町は水害に脆弱な地域ではありますが、現在のところ特段の被害もなく災害防止に努めております。 今日の総合教育会議の議事案件は2つあり、協議を頂く案件もありますので、限られた時間ではありますが活発なご発言を頂き、会の進行にご協力頂きますようお願いいたします。
事務局 (岩谷教育部長)	ありがとうございました。 続きまして、教育長よりご挨拶をいただきたいと思います。 久保田教育長、よろしくお願いいたします。
久保田教育長	皆様、改めましてこんにちは。町長からもございましたが、非常に暑い日が続いておりますが小中学校は明日からスタートします。長い夏休みでしたが事件事故等の報告は今日までございませんので明日は元気に登校してくれることと思います。実りの秋を迎えますので子ども達の更なる活躍を期待しております。 教育委員の皆様には日頃より函南町の教育、文化、スポーツ活動に対しまして、保護者としての視点はもとより町民の皆様の視点でのご意見やご示唆を頂き教育委員会事業を支えて頂いていることに改めて感謝申し上げます。 社会環境の変化により児童生徒、保護者、地域の状況も変わってきており、教育も不益なるものの見極めと変革が求められています。本日は教育支援センターの運営におけるCOCOLOプランに基づいた不登校対策について委員の皆様のご意見をお伺いし、3つの事業について進捗状況の報告をさせていただきます。 委員の皆様には午前中の定例教育委員会に引き続いての会議となりますが、忌憚のないご意見、ご要望をお聞かせ頂きたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
事務局 (岩谷教育部長)	ありがとうございました。 ここからの議事進行は、仁科町長にお願いいたします。 仁科町長、よろしくお願いいたします。

仁科町長	これより議事に入りますが、ここからは着座のままの発言ということで、教育委員の皆様方、説明員、事務局につきましても、同様な形で進めさせていただきたいと存じます。 また、発言につきましては、恐れ入りますが、挙手をしていただき、私が指名いたしますので、その後、マイクをご使用のうえ、ご発言いただきますよう、ご協力をお願いいたします。 それでは、次第に沿って進めさせていただきます。 本日の会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1号の「教育を行うための諸条件の整備、その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため、重点的に講ずべき施策について」に関して、構成員の皆様に、次第の議事について協議をしていただくものでございます。 なお、同条第2号に規定する「児童生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が及ぶ恐れがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置」に関する議事はございません。 それでは、議事（１）の「教育支援センターの運営について」、事務局から説明をお願いします。
学校教育課 平田指導主事	資料１、１ページをご覧ください。まず用語の定義についてです。当町における教育支援センターは、文化センター２階に設置された相談室と校外教育支援センター（チャレンジ教室）を併設した施設となります。チャレンジ教室という名称は、校外教育支援センターの函南町での愛称で、以前は適応指導教室と呼ばれていた教室です。 チャレンジ教室は函南町教育支援センターが運営し、不登校や集団生活への適応に悩む児童生徒が学校復帰や社会的自立に向けて学習や体験活動を行う教室となっています。 校内教育支援センター（ステップルーム）は、学校には通えるものの、不安や集団生活の難しさから、自分の教室に入りづらい児童生徒のために、校内に設置された専用の居場所、学びの場を指します。 また、不登校とは、児童生徒が登校しない、あるいはしたくてもできない状況であり、かつ、年間３０日以上欠席した状態を指します。 続いて、不登校の現状について、全国的な傾向をもとにご説明

学校教育課 平田指導主事	いたします。令和6年度に文部科学省が公表した最新の調査、児童生徒の問題行動、不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査によれば、不登校を取り巻く状況は全国的な課題となっています。全国の不登校児童生徒数は35万3970人に達し、過去最多を更新しました。少子化の中、12年連続の増加という深刻な事態となっています。全国的には不登校発生率は3.86%となっており、内訳は小学校で2.3%、中学校で6.79%です。不登校児童生徒のうち、90日以上欠席した者の割合は54.2%となっています。 2ページ目をご覧ください。当町においては、不登校出現率は全国平均を上回る水準で推移しており、本町の教育行政において対応優先度は特に高いと考えられます。 (2) COCOLOプランの策定と、校内教育支援センターの全国的な普及についてです。 文部科学省は、不登校により学びにアクセスできない子ども達をゼロにすることを目指し、誰1人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）を取りまとめました。 このプランでは、児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整える、など資料にお示した3点が重要とされており、居場所の確保として、自分のクラスに入りづらい児童生徒が落ち着いた環境で自分に合ったペースで学習生活ができるような教育支援センターの設置が強く推奨されています。 最新の統計によると、校内教育支援センターの全国的な設置率は約58%に達しており、校内に多様な居場所を確保する動きは全国的な標準となりつつあります。当町においては、令和5年度に函南中学校と東中学校、令和7年度には、東小学校に校内教育支援センター（ステップルーム）を設置し、町内における設置率は43%となっています。当町においては、不登校児童生徒が繋がる先として、校内外教育支援センターが最も多く、重要な機能を果たしています。 続いて3ページ、校外教育支援センター（チャレンジ教室）についてです。教育支援センターは、市町村教育委員会が設置し、不登校児童生徒一人ひとりの状況に応じた学習支援や相談を行う専門機関です。当町の教育支援センターは、児童生徒、保護者との相談業務や過去の巡回ケース会議等の連絡支援に加え、校外教育支援センターであるチャレンジ教室を運営し、児童生徒の重
-------------------------	---

学校教育課 平田指導主事	要な居場所のひとつとなっています。チャレンジ教室は、教科学習にとどまらず、児童生徒が社会との繋がりを構築し、自己肯定感を高めるための体験活動を重視しています。タケノコ掘りや社会科見学、栽培活動等の校外学習、餅つき等の伝統行事、SSTなどの特色ある学習活動を通じ、集団生活への不安を緩和し、心のエネルギーを蓄える活動を展開しています。令和7年度は小学生7名、中学生4名がチャレンジ教室を利用し、年間を通してのチャレンジ教室の出席率は75%でした。児童生徒、保護者を対象としたアンケートの結果、チャレンジ教室が子ども達にとっても大切な居場所となっていることがわかります。図3、図4が、そのアンケート結果を示したものとなっています。 続きまして4、校内教育支援センター（ステップルーム）についてです。町内3校に設置されているステップルームは、継続的に利用している児童生徒がおり、無理のないペースで個々に応じた活動に取り組んでいます。教職員の理解も徐々に深まっており、担当する支援員のみならず、全教職員による組織的な運営体制が確立しつつあります。令和7年度、1日当たりの平均利用者数は、小学校で3.5人、中学校で6.9人です。設置以来、町内の不登校児童生徒数、新規発生数は減少傾向であり、重要な機能を果たしています。 図5が令和7年度の平均利用者数、図6は、対象児童生徒のアンケートの結果をお示ししたのですが、これらの結果からも、ステップルームが子ども達の安心できる居場所となっていることがうかがえます。 函南小学校には校内教育支援センターを設置していませんが、令和7年9月より、学校独自の運用で空き教室を活用し、学校生活に不安を抱える児童の居場所を設け運用しております。令和8年度現在、約5名の児童がこの教室を常時利用しており、加えて一時的に心理的不安を感じた児童が、気持ちを落ち着かせるための休養の場としても機能しています。この部屋では、児童のペースに合わせて相談や学習サポートを行っており、校内教育支援センターとしての機能を果たしています。 これまでチャレンジ教室に通っていた児童生徒が校内教育支援センターをきっかけに、学校に足が向くようになり、大きな成果を上げています。チャレンジ教室等でエネルギーを蓄えた児童生徒であっても、いきなり大人数の教室に戻るにはかなりの力が
-------------------------	---

学校教育課 平田指導主事	必要ですが、ステップルームが学校内に存在することで、児童生徒はまずここなら行けるという安心感を持ち、チャレンジ教室から在籍校へと繋がる架け橋となっています。 図7は、函南小学校の児童生徒のアンケート結果です。教室利用の満足度は高いものとなっています。 5ページ目をご覧ください。また、西小学校では、令和7年度に校舎の改修工事が完了し、オアシスルーム、あおぞらルームなどの多用途の部屋が複数設置されました。不安を抱える児童がこれらの部屋で一時的な休養を取ったり、教職員と面談を行ったりしています。現在は短時間の利用者が多いですが、児童にとって大切な居場所となっています。全国的にも不登校の増加率は、中学生に比べて小学生の方が高い傾向にあり、低学年段階での支援は不登校の長期化や中学校進学後の不登校を防ぐために重要な措置と考えます。 続いて、5、校内教育支援センターの持続可能な運営体制についてです。 町内の校内教育支援センターとして認定されている3校では、専属の支援員を6時間勤務で配置しています。これにより児童生徒が登校してから下校前まで一貫して安心して過ごせる居場所となっています。当町では、校内教育支援センターの運営において、令和7年度より文部科学省の校内教育支援センター支援員配置事業の補助金を積極的に活用し、財政的な持続可能性を高めています。この補助制度は、支援員の報酬や期末手当、交通費等を対象としており、国県が経費の3分の2を補助するものです。 一方で、昨年度より運用を開始したが校内教育支援センターと認定していない函南小学校では、人的配置の課題に直面しています。現状では4時間勤務の学習支援員が兼務する形で対応していますが、支援員の勤務が午前で終了するため、午後の時間帯に支援員が不在となる空白時間が生じています。この空白時間を、当該校の教職員等が補い、居場所の維持に努めていますが、担当職員が時間帯によって入れ替わる不安定な配置となっています。全ての児童生徒がいつでも安心して学べる環境を保障するために、全ての設置校において、支援員の勤務時間を十分に確保できる体制が望まれます。 当町の校内・校外教育支援センターの連携による支援モデルは、着実に成果を上げています。校内教育支援センターとしての
-------------------------	---

学校教育課 平田指導主事	機能を有している函南小学校や西小学校での教室活動を校内教育支援センターと認定し、適切な人員を配置することは、子ども達一人ひとりの適切な学びの保障につながると考えますので、引き続き、小学校段階からの不登校支援の充実を図って参ります。以上で事務局からの説明を終了します。不登校支援について様々な視点からご助言を頂きたいと思います。よろしくお願いします。
仁科町長	説明ありがとうございました。ただいまの説明について、ご質問・ご意見等をお伺いします。
小永井委員	現在、校内支援センター未設置校である函南小、西小学校においても独自の取り組みをされていて、大変素晴らしい成果を上げていると思いますが、資料の中に校内支援センターの設置率は、令和7年6月時点で全国平均を下回っているとの記載があります。 不登校の数は小学校よりも中学校の方が多いとのことですので、人員配置や予算等諸課題はあると思いますが、できるだけ早く両校においても正式なステップルームに移行していただきたいと思いますが、将来的に両校共にステップルームとして開設するのか、それとも現状のまま、学校独自のままでいくのかお聞きかせ願いたいと思います。
学校教育課 平田指導主事	本町の現在の設置率が43%となっておりますが、この数字は、国の調査基準によるもので、正式に設置している函南中学校、東中学校、東小学校の3校について、町内全体7校を分母として算出したパーセンテージです。 独自に運用している函南小学校や西小学校は、この数字に含まれておりませんが、機能としてはこの2校も十分にカバーしていることから2校含めると、7分の5となり、全国平均をやや上回る設置率になると認識しております。 小規模校である桑村小学校や丹那小学校については児童一人ひとりのニーズに応じて別室対応等、柔軟に検討していくのがよいと考えております。 現状、機能としては十分に校内教育支援センターの役目を果たしており、名称（呼称）についても「ステップルーム」にこだわ

学校教育課 平田指導主事	ることなく、設置校が独自で決めることは問題ないと認識しております。
仁科町長	よろしいでしょうか。そのほかいかがでしょうか。
林委員	東小学校は令和7年からなのでステップルームの成果というのはまだ出てきてないと思いますが、東中学校に通う生徒や保護者からは学校にステップルームがあってよかったという話は聞いていました。 実際にステップルームではどのように過ごし、どのような指導をしているのか教えてください。
学校教育課 平田指導主事	東小学校への設置は令和7年なので、まだ成果を検討するには期間が不十分かと思いますが、昨年度、本年度の状況を見ましても、このステップルールを活用した指導の中で、児童の登校日数が確実に増えているという成果が出ております。詳しい成果報告については改めてお伝えできればと考えております。 ステップルームの活動についてですが、チャレンジ教室、ステップルームのいずれにおいても子ども達一人ひとりの心のエネルギーを高めることを最重点に置いて、個に応じた学習や活動を行っているという点は共通しております。ステップルームでは、児童生徒が所属する教室の授業をリモート配信によって受けることが出来る点が特徴の一つとなっております。 また、学校の教員がステップルームに赴き、児童生徒に授業を実践するということもあります。教育委員会の指導主事も、ステップルールを巡回し、理科の実験など出前授業等も実施しておりますが、前向きに学習に参加する児童生徒が多く、非常に良い機会となっております。 チャレンジ教室での活動は、授業のリモート配信というよりも、独自の個々に応じた学習や活動、体験活動を重視しております。もちろん個別学習も行っておりますので、一人ひとりの発達段階や心身の状況に応じた個別支援を講じております。
仁科町長	よろしいでしょうか。そのほかいかがでしょうか。
長澤委員	私からは2点お伺いしたいことがありまして、まず5ページの

学校教育課 平田指導主事	当町では小学校低学年より、小学校高学年の不登校児童が多く、小学校と比べ、中学校の人数が多くなっており、学年が上がるごとに不登校が増えるというのは全国的も同じ傾向です。 特に高学年に多い背景としては、学習や人間関係が複雑化してくることが大きな要因であると認識しております。学習内容も難しくなり、授業や学習につらさやプレッシャーを感じる機会も増えてくるため、誰1人取り残さない、個別最適な授業作りや、小中連携の充実が必要と考えております。 また二つ目の質問に対しての回答ですが、ご指摘の通り、現状、当町におきましても学校や、学校以外の関係機関との繋がりがなかなか持てない児童生徒は一定数存在しております。その中でも教育支援センターやステップルームは、子ども達が繋がる先としては一番多くなっております。 簡単に繋がるものではありませんが、当町におきましては、子ども達が繋がる先として最多となっております。チャレンジ教室よりもステップルームの方が、同じ学校内に居場所があることから、子ども達、そして保護者の皆様にとっても障壁が低く、チャレンジ教室よりもステップルームの方が繋がる割合としては高くなっております。 一方で、依然として校内、校外教育支援センターに繋がっていない児童生徒が一定数おりますので、それらの子ども達を適切に繋げるためのアセスメントを引き続き実施して参ります。
仁科町長	よろしいでしょうか。 では、私の方から少し教えてください。資料の1ページに用語の定義があって、チャレンジ教室、ステップルームの区分け、役割の記載があり、「学校生活に不安を感じる、教室に入りづらい」児童生徒がステップルームを利用すると説明がありましたが、実際に函南中、東中、東小に設置していると認識していますが、実際はいくつあるのでしょうか。
学校教育課 平田指導主事 仁科町長	基本的には、各校、1教室の設置です。 そうですね、1つですね。教室に入るのが不安で躊躇する児童生徒がステップルームを利用していると思いますが、人数は少ないと思います。また、児童生徒が抱えている不安や悩み、

仁科町長	心身の状況は個々に違うと思うのですが、支援員の方は、一人でひとつの教室で個々に学習等々の指導をしているのですか。
学校教育課 平田指導主事	はい。児童生徒一人ひとりの様子は非常に異なりますので、まずは児童生徒が何に対して不安を感じているかをしっかりとヒアリングした上で、安心して過ごせるような支援を講じています。 また部屋については、パーテーションを設置し、個別で学習できるスペースやペアで座れるスペースなどを作り、多様な対応ができるよう工夫しております。 文部科学省のCOCOLOプランにもそのような配置の工夫が示されており、当町においてもそれを参考に必要に応じて個別活動、必要に応じてペア、グループ活動等に切り替えられるような、環境設定をしております。
仁科町長	法や内容は理解しましたが、一番重要な「学校に登校する不安」は、いろいろなケースがあると思いますが、一番大きな要因は何でしょうか。
学校教育課 平田指導主事	同じ学校に所属する生徒の視線など、人間関係に不安を感じる人が多いと認識しております。 そのため登校時間をずらしたり、ステップルームを昇降口や職員玄関に近いところに配置することで、ほかの児童生徒に会うことなくステップルームに入退室できるよう心理的な不安の軽減に努めております。
仁科町長	そうすると、友達やクラスメートと一緒に行動をとることが不安なのですか、会話することも不安なのですか。
学校教育課 平田指導主事	そこについてはやはり一人ひとり実に多様で、ステップルームの中でもペアを使って活動をすることで、協力して学習を進めるというようなケースもあります。
学校教育課 平田指導主事	人間関係も様々ですので、その子に応じて支援を見極めているという状況になります。
仁科町長	わかりました。

仁科町長	そうすると学習支援まで至らない場合もありますね。まずは学校の雰囲気というか、自分以外の人と目線を合わせる場所から慣れる必要がある。かえって引っ込み思案になってしまうかもわからない部分もありますね。わかりました。ありがとうございました。
仁科町長	他にいかがですか。はいどうぞ。
渡邊教育委員	子ども達が非常にいろいろな居場所の選択ができるような状況をお作りになっていることは非常に素晴らしいと思いますが、「親が変われば子も変わる」という言葉もごございますが、保護者の方々のお気持ちをお聞きするような場というのは、支援センターの相談室が主で行っているのでしょうか。 小学校中学校で、保護者のお気持ちを聞き取る場作りというのはどのようなになっていますか。
学校教育課 平田指導主事	保護者支援につきましては、教育支援センターで常時、相談業務を行っております。電話相談もありますし直接訪問しての相談も受けております。多くの保護者が気軽に相談できるように、教育支援センターの案内を、各校から保護者に対し年度当初に行っております。 保護者支援につきましては教育支援センターも連携を行いますがやはり支援の中心は学校であるべきだと考えています。中学校におきましては定期的な三者面談を実施しておりますが、ステップルーム利用の生徒につきましては、必要に応じて支援員や教育支援センターの職員が同席する機会を設けております。 また、チャレンジ教室を利用する児童生徒につきましては、その担任と教室のスタッフの定期的な情報交換の場を設けておりますので、学校、児童生徒、保護者の連携がスムーズにできるような支援を講じております。
仁科町長	よろしいですか。はいどうぞ。
渡邊委員	人の心を感じ取ってそれに応えられるような環境作りというのは、一朝一夕でできるものではないと私は思っています。継続的な支援のなかで、いわゆる段階を踏まえて、その気持ちに寄り

渡邊委員	添うような体制を整えていくことが、不登校あるいは登校支援になると思います。学校不安などいろんな負のものが出来上がっていく状況の解消に向けて、子どもだけでなく親御さんの不安を払拭することも大変に重要で、継続的に、段階的に支援をして変化が現れるようなプランを作っていくことが大事だと思います。支援することが多く学校も大変かもしれませんが、アプローチの仕方や親御さんのお気持ちに寄り添うことに視点をおいていただけるとありがたいと思います。
学校教育課 平田指導主事	はい、ご助言ありがとうございます。今後の運営に参考にさせていただきます。 継続的な保護者生徒の支援の難しさは我々も感じているところです。ご指摘の通り時間を要するということもありますが、どうしても年度で運用していくという学校の文化がありますので、年度ごとの引き継ぎや情報伝達の難しさを感じているところです。 現在当町では、不登校児童生徒一人ひとりの支援シートというものを作成しておりまして、年度ごとの引き継ぎが円滑にできるように支援をしています。児童生徒の背景や、困り感、これまでの指導過程等をまとめたものですが、ご指摘のように、今後親御さん、保護者支援の情報についても記載していくことは非常に重要かと思いますので、ぜひ取り入れさせて頂きたいと思います。ご助言ありがとうございます。
仁科町長	他にいかがですか。 この案件につきましてはよろしいでしょうか。 それでは次の方へ、移らせていただきます。 続いて、議事（２）の「報告事項について」の（ア）、「文化財整理室収納古民具の移設について」、事務局から報告をお願いします。
生涯学習課 森田課長	それでは、(2)報告事項ア「文化財整理室収蔵古民具の移設について」ご説明いたします。資料２をご用意ください。 当町の文化財収蔵品には考古資料や民俗資料が含まれておりますが、これらは現在、函南中学校プール１階の倉庫を改装した文化財整理室及び収蔵スペースにて保管しております。

生涯学習課 森田課長	しかしながら、函南中学校プールは昭和 58 年度に竣工してから既に 43 年が経過しており、経年劣化による鋼材の錆や雨漏りが生じ、施設の老朽化が進行しており、プールとしての運用は行っていない状況で、古民具資料の経年劣化に加え、特に雨漏りの影響で古民具資料の劣化が顕著に見られるようになっております。 また、現在の収蔵スペースについては手狭となっており、新たな収蔵品の受け入れが困難な状況にあります。 次に、(1)の「収蔵品」の内訳ですが、考古資料としては土器類がコンテナケース約 1,454 箱に収められており、そのほかに古民具資料が 823 点ございます。 現在の古民具の保管状況については、資料 2 の 2 ページから 4 ページの写真をご確認ください。 大型の古民具は平置きで保管されている状況となっており、倉庫内には埃が積もっており、さらに雨漏りの影響も受けているため、資料の劣化が著しく進行しています。雨漏り部分についてはシートで養生を行っておりますが、完全な防御には至っておりません。これらの古民具は雨漏りなどの影響により、一部で腐食や損傷が認められる状態となっております。 また、農具類については、多くの重複した同種の資料が保管されている一方で、全体的に劣化が著しく進んでいるものも多く含まれております。加えて、機織り機も複数の重複資料が保管されている状況となっております。 資料 2 の 1 ページへお戻りください。中段「2、古民具資料の移設先候補」についてです。 こうした状況を踏まえ、古民具資料の移設先候補として、函南小学校東校舎の活用について検討しております。函南小学校から東校舎の活用について打診を受け、調整を進めているところです。 この校舎は鉄筋コンクリート造の 2 階建てで、空き教室の有効活用としても期待されております。ただし、同校舎は災害時の避難施設であり、洪水の浸水想定区域に含まれているため、防災面での調整も必要となります。 次に下段「3、保管資料の検討」についてです。 保管資料の検討については、東校舎のスペースが限られている関係で、令和 8 年 2 月に開催された文化財保護審議会にて、資料
-----------------------	--

生涯学習課 森田課長	の選定については事務局に一任することの了承を得ております。 函南小学校の学校長と協議し、社会科の授業に活用可能な農具を2点、東校舎の昇降口に搬入し、この夏休み期間中(8月19日)に移設を完了しております。 本日、追加でお配りさせていただきましたA4の両面資料をご確認ください。 こちらは、函南小学校東校舎の元々昇降口として利用されていた部分の一角となりますが、子ども達が通常の教室から東校舎に入って右側に資料を保管・展示しているという状況です。資料の2ページになりますが、解説キャプションによりどのようなもので、どのように使われていたかが分かりやすく資料の保管・展示を行っております。 資料2に戻っていただきまして、5ページ上段に古民具の移設リスト、下段に函南小学校東校舎の平面図を示しております。また、資料の2の6ページ、7ページに移設前(文化財整理室の収蔵スペース)の状況が確認頂けます。 今後は学校教育課や学校側と連携し、教育カリキュラムとの調整を図るとともに、保管可能な教室の確保を進め、順次資料の移設を進めていく方針です。 また、多くの資料は劣化が著しいため、良好な状態の資料を選定して保管し、転倒・転落防止など安全面に配慮した棚の設置など文化財収蔵庫内の収蔵品が収容できるスペースの確保が必要となります。また、状態の悪い資料については、文化財保護審議会の承認を得て処分する方向で検討しております。 なお、古民具以外の考古資料の搬送については、専門的な梱包と技術が必要であることから、専門業者への委託も含め検討を進めて参ります。 文化財整理室収蔵古民具の移設についての報告は以上となります。
仁科町長	ただいまの報告についてご質問等がございましたら挙手をお願いします。
渡邊委員	函南中のプール下の保管庫を見学するのは現実的でなく、全部の遺物をしっかりと見たことはありませんが非常に貴重な物が、結構な量あったと記憶していますので函南小の空き教室等に展

渡邊委員	示されることはよいことだと思います。昔の道具などの遺物を実際に見る経験は非常に貴重ですので、1点でも多く展示されるといいなと思います。 函南町平井に前方後円墳があったという新聞記事もありましたが珍しい形体のお墓が函南町にはあり、函南という地域がそういう文化や技術があった場所ということですので、町に今ある遺物については丁寧に扱っていただき、処分については慎重にお願いしたい。また、是非とも専門的に調査研究を行い、文化財について内外に周知し理解を深めるためにも学芸員を採用して頂きたいと感じています。
生涯学習課 森田課長	前段についての回答になりますが、現在の函南小学校東校舎への展示は、資料の保管庫を兼ねて子ども達向けに展示スペースを設けておりますので、現段階では一般の方に展示公開するというものではありません。今後検討は進めて参りますが、現状は「保管」を目的としておりますのでご理解いただきたいと思います。 また、古民具等の処分については、当然慎重に行って参りますが、その際には文化財保護審議会のご意見を頂きながら、進めていきたいと考えております。
仁科町長	私から感想も含めながら少しお話させてください。 保存されている古民具類ですが、ほとんどが、自分が幼い頃に親が使っていた物で、似たような物、同じ物が複数あります。おそらく古い納屋や蔵を壊す際に出てきた物なのですが、すべて寄贈となっていたので処分できずにこれまで保管してきましたが、すべてを保管しておく必要もないと感じています。 また、古民具がどのように使われていたのか、現物が置かれただけでは子ども達には想像ができませんので、今回、説明パネルをつけて展示しますが、動画などを示して動いている状況を見た方が子ども達も理解できるのではと思います。 保管場所については、今後、物品を整理して統合していく必要があると認識しています。 学芸員についてですが、専門性や得意分野もありますので、広く浅く知識のある方を探して雇用していくのは難しいことだと感じています。 いずれにいたしましても、函南小学校東校舎については、設置

仁科町長	者としまでも、その資源を有効活用していきたいと思っています。
仁科町長	他にご発言はありますでしょうか。この件についてはよろしいでしょうか。 次の報告事項に移ります。 (イ)「文化センター大ホール天井耐震改修工事の進捗状況について」、事務局から説明をお願いします。
生涯学習課 森田課長	それでは、(2)報告事項イ「文化センター大ホール天井耐震改修工事の進捗について」ご説明いたします。資料3をご用意ください。 令和6年度になりますが、7月16日に大ホール吊り天井の耐震診断結果が出され、翌17日に大ホールの利用を停止しました。同日に開催されました定例教育委員会において、口頭ではありますが大ホールの利用停止について報告をさせていただきました。その後、8月27日開催の総合教育会議において、文化センターの概要、天井耐震診断実施の経緯、耐震診断の内容・結果、検討可能な工法や今後の対応などについて報告をさせていただきました。 早期に大ホールの供用を再開する必要があることから、大ホール天井耐震改修工事の基本設計事務委託料について、年度の途中で予算要求し11月29日に一般会計補正予算が議会において可決され、翌令和7年1月8日に基本設計業務の入札を実施。3月28日に業務委託を完了いたしました。また、3月21日開催の総合教育会議では文化センターの整備方針についての報告事項のひとつとして大ホール天井耐震改修工事の基本設計事務委託の受注と今後のスケジュールなどについて報告をさせていただきました。 令和7年度には、4月28日及び5月1日に文教厚生部会議、部長会議で耐震工法の検討を重ね、5月12日の企画会議において、既存の天井を撤去後再構築し、建物と一体化する準構造化工法を採用することが決定されました。これを受けて、5月29日開催の教育委員会で報告をさせていただきました。令和7年度の予算編成では概算の実施設計の委託料を計上しておりましたが、正式に工法が決定されたため、実施設計業務を発注するに不足し

生涯学習課 森田課長	ている予算を要求し、6月25日に一般会計補正予算が議会において可決され、8月8日の入札を経て、令和8年2月13日に大ホール天井耐震改修工事实施設計業務を完了いたしました。 令和8年度は、資料には記載しておりませんが、早期の供用の再開を目指し、6月5日に大ホール天井耐震改修工事を入札に付しましたが、不調となったため、改めて7月22日に大ホール天井耐震改修工事の入札を行い、28日に小野建設株式会社と仮契約を締結いたしました。先ほど開催されました定例教育委員会において仮契約締結の報告をさせていただいたところです。なお、9月には議会定例会において請負契約についてご審議を頂く予定となっております。 次に「2、工事概要について」です。工事名は「文化センター大ホール天井耐震改修工事」となっており、契約金額は3億9,468万円、工期は契約締結日から315日間を予定しております。議会、9月定例会のタイムスケジュールが確定しておりませんが、9月9日を初日、初日に議案として審議・可決となりますと、工期末は令和9年7月27日となります。請負業者は三島市の小野建設株式会社となっております。現在は仮契約の締結をしている状況となっております。 文化センター大ホール天井耐震改修工事では、国の社会資本整備総合交付金制度を活用し、天井面積523.31㎡に基づき約2,407万円の交付決定を受けております。 しかしながら、約2,407万円の補助金につきましては、天井耐震改修工事に係る限度額(対象天井面積523.31㎡に対して、1㎡あたり40万円の11.5%)で申請、交付決定となっているため、大ホール天井耐震改修工事の実施設計の結果を踏まえますと、約1,600万円程度の補助額と見込んでおります。 また、主な工事内容は、令和7年5月29日開催の教育委員会で報告をさせていただきました、「準構造化工法」による天井耐震改修工事となり変更はございません。天井の耐震化に併せ、既存の大ホールの内壁のタイルの落下防止工事と一部照明のLED化や舞台装置などの改修も予定しております。 「文化センター大ホール天井耐震改修工事の進捗について」の報告は以上となります。
仁科町長	ただいまの報告について、ご質問等がございましたら、挙手を

仁科町長	お願いします。 ないようでしたら次の報告事項に移ります。 (ウ)「中学校部活動の地域連携に向けた取組の進捗状況について」、事務局から説明をお願いします。
学校教育課 平田指導主事	資料4をお願いします。まず始めに用語の定義を確認させていただきます。 部活動の地域展開とは、生徒のスポーツ文化芸術活動の主体を学校から切り離し、自治体や地域クラブ、民間事業者などが主体となって運営する形態であり、国が目標とする状態です。 一方で部活動の地域連携は、学校が活動主体を維持したまま、部活動指導員の配置や合同部活動の実施などを通じて、部分的に地域と協力しながら運営する形態であり、現在、当町が着手しているものになります。 外部指導者は校長から任命を受け、顧問教員と連携して、生徒に実技指導を行うボランティア等の地域人材を指す言葉であり、部活動指導員は、技術指導に加え、大会の引率や安全管理なども単独で行うことができる町の会計年度任用職員になります。 今回の報告ではこの部活動指導員の成果と課題を中心にお伝えしたいと思います。 2、国の方針と町の現状についてです。文部科学省およびスポーツ庁は、少子化が進む中でも、生徒が継続的にスポーツ文化活動に親しめる環境を確保するため、令和8年度から13年度までの6年間で部活動の改革実行期間と位置づけています。休日の部活動については、この期間内に原則として全ての部活動で地域展開の実現を目指す方針が示されています。 一方で中山間地域等においては、地域展開に困難を伴うことも想定されることから、当面部活動指導員の配置等を推進することもあわせて示されています。 当町においても、令和13年度には、入学生徒数が現在の約75%に減少する見込みであり、従来の学校部活動をそのまま維持することは困難な状況です。 前回の総合教育会議では、各種目の受け皿となる団体や人材の確保に難航していること、地域展開に伴う送迎等の家庭の負担増加が、特に中山間地域の生徒の活動機会を損ねる恐れがある状況等について報告しました。今回は地域連携の一環として、今年度

学校教育課 平田指導主事	より着手した、部活動指導員の配置について報告させていただきます。 2ページをご覧ください。活動指導員の配置と成果についてです。令和8年度当町では部活動指導員配置制度を整備し、国の補助金を活用しています。新たに下表の通り、4名の部活動指導員を配置し、本格的な運用を開始しました。顧問の意向や部員数、各部の状況などに応じて、単独指導の有無や連携状況は様々ですが、平日休日のいずれにおいても、顧問教員の時間的・心理的負担が軽減されており、教員の働き方改革と、専門的な技術指導の両立において成果を上げています。 令和8年度の勤務実績を図2に示します。部活動指導員A、B、Cは、部活動指導員が配置されていない部活動の顧問、グラフのなかで黒の点線になりますが、それらと同等の勤務を行っています。部活動指導員Dは、休日3時間のみの勤務形態であり、部活動の活動予定や部活動指導員の都合等の事情により勤務時間は少ないものの、特に顧問の技術的、心理的負担の軽減に成果を上げています。活動指導員の勤務時間は平日よりも休日の方が多くなっており、図3の円グラフをご覧ください。大会がある日の指導においては、顧問の従事時間が長く、部活動指導員との連携による負担軽減ができています。平日においては、部活動指導員の他の職の兼ね合いもあり、勤務時間が少ない傾向にあります。指導員のさらなる配置と、平日に指導可能な人材の確保が課題となっています。 3ページをご覧ください。令和8年度は部活動指導員導入の初年度です。円滑な制度開始に向けて学校長、顧問、部活動指導員との協議を行いました。その結果、部活動指導員に、全ての指導を任せる単独指導を基本とするのではなく、必要に応じて顧問と連携して指導に当たる体制を基本としています。 図4のグラフをご覧ください。部活動指導員の指導形態の比較になっています。これは顧問の技術指導に携わり続けたいという思いを尊重するとともに、生徒指導の充実や安全管理の観点によるものです。他市町においても同様の運用が見られます。顧問が公務や出張等により、部活動に参加できない場合、部活動指導員が単独で指導・引率を行うことで、生徒の活動機会が保障される点は、外部指導者にはない大きな利点です。導入から数ヶ月が経過し、単独指導の時間は増加傾向であり、顧問不在時にも安心し
-------------------------	--

学校教育課 平田指導主事	て指導を任せることができている、そのような現状がうかがえます。 現在町内 28 部活動のうち、13 部活動でボランティアの外部指導者が活動していますが、部活動指導員としての任用はまだ一部にとどまっています。今後も生徒や教員のニーズを踏まえ、指導員の配置率を高めていくため、人材の開拓に努めたいと思っています。 4、合同部活動についてです。単独校でのチーム編成ができない場合、町内の両中学校の部活動を合同化し、一つの部とする取り組みです。当町においては昨年度より、野球部とサッカー部が合同部活動として活動を始めています。 当町のガイドラインでは、合同部活動について以下のとおり規定しています。設置基準は、どちらか一方の人数が、チーム編成に必要な人数に満たない場合に合同化すること、また、一度合同にした部活動はその後、部員数が増え、かつ単独での編成が可能になっても、原則として合同部活動としての活動を継続すること、また、改廃の目安については、以下のいずれかの状況が生じた場合、改廃の対象として、保護者、学校、教育委員会で協議することが規定されています。 一つ目は人数不足です。1 年生の正式入部後、公式戦出場に必要な人数を満たさない場合、かつ、新 1 年生（小学 6 年生）の入部希望調査を含めた翌年の 3 学年合計人数も、必要数を満たさないと推定される場合です。 二つ目は保護者の意向です。当該の活動に登録している生徒の過半数を超える保護者から、改廃検討の依頼があった場合です。図 6 に、令和 8 年度の各部活動の状況を整理しました。令和 8 年度は、部員数が試合出場のための必要数を下回り、新たに合同化の対象となる部は存在していません。合同部活動の新設が見送られ、現状維持となっています。しかし、女子バスケットボール、柔道、剣道部など一部の部活動では部員数が十分とは言えません。単独校での練習メニューの構築や、対外試合の機会確保が難しくなっています。生徒の豊かな活動機会を保障するため、必要に応じて合同練習の実施や、活動時間の確保に向けた継続的な支援、合同化や改廃の基準の見直し等が必要であると考えています。 5、小学生の意向についてです。令和 8 年 7 月に実施した小学
-------------------------	---

学校教育課 平田指導主事	生対象のアンケート調査の結果、児童の部活動志向は依然として高く、約 75%の値となっており、多くの小学校 6 年生は中学校入学後に部活動に所属したいと考えています。 図 7 をご覧ください。令和 8 年度の町内中学生の部活動所属率は約 85%であり、所属率は減少が予想されるものの、部活動は生徒にとって依然として重要な活動機会となっています。柔道部や剣道部などについては、現在所属中の生徒や入部希望者が少なく、単独校での活動維持だけでなく、町内全体としての維持、持続可能性が危ぶまれる状況にあり、今後の動向を注視し、合同化、地域展開、改廃を含めた検討が必要と考えています。 児童からは、設置種目や活動時間といった基本的な事項に加えて、地域クラブとの掛け持ち（二重登録）ができるのか、そもそも活動がなくなってしまうのかといった素朴な質問も多く寄せられています。本町では学校部活動と地域団体を掛け持ちして活動している生徒も既に存在しており、ポータルサイトを通じた周知を行っていますが、制度や運用についての理解はまだ十分とは言えません。小学校高学年という早い段階から、町の方針を丁寧に伝えていくことは、進学時の不安解消に直結します。現在、Q & A 方式のリーフレットを配布し、部活動は希望制であることや、様々な活動の選択肢があることを周知していますが、今後も継続的な情報発信が必要と考えます。参考資料 4-1 は児童を対象に配布したリーフレットです。以上で事務局からの報告を終了します。
仁科町長	ただいまの報告について、ご質問等がございましたら、挙手をお願いします。 ご質問等、ご意見なければ、閉めさせていただいてよろしいでしょうか。 それでは、本日の議事につきましては、報告事項も含めまして以上で終了となります。 続いて、次第の 5、「その他」に移ります。 予定されていましたが、報告以外、せっかくの機会ですので、どのようなことでも構いませんので、何かお話ししたいことがございましたら、「その他」の方としてご発言をお願いいたします。
事務局	最後に事務局より 2 点、報告をさせていただきたいと思いま

事務局 (岩谷教育部長)	仁科町長ありがとうございました。 以上を持ちまして、令和８年度第１回函南町総合教育会議を終了いたします。 ご出席の皆様、長時間にわたり、ありがとうございました。 以上
-------------------------	---